

**【8月31日まで延長】**

**「指定ごみ袋」が入手困難な場合**



**「指定ごみ袋」以外でもごみを出せる期間を延長します**

中東情勢の影響による不安の高まりから、市指定ごみ袋の品薄状態が一部店舗で続いているため、指定ごみ袋の入手が困難な場合に限り、透明または半透明の袋でごみを排出できる臨時措置の実施期間を延長します。

**期間 令和8年5月9日(土)～8月31日(月)**

**対象 燃やすごみ・プラスチック製容器包装・埋め立てごみ(①類・③類)**

■基本は、指定ごみ袋を使ってください。

■指定ごみ袋が入手困難な場合は、次の袋でもごみを捨てられます。

**○使用できるごみ袋**



- プラスチック製やビニール製（ポリエチレン製）の袋
- 透明または半透明で中身の見える袋（乳白色でも中身が見えればOK）
- サイズは10～45リットル
- 厚さ・取っ手・印字などに制限なし
- 中身が密閉されるよう口を縛る

**×使用できないごみ袋**



- ×中のごみのはみ出る・水分などが染みるもの（段ボール箱・紙袋など）
- ×中身の見えない黒色など色付きの袋
- ×口を縛れない袋
- ×他自治体指定のごみ袋

▶指定ごみ袋は、例年並みの供給が見込めることを製造業者に確認しています。引き続き、過度なご購入はお控えください。

▶臨時措置期間終了後、指定ごみ袋以外は使用できなくなりますので、代用の袋は適切な量をご購入ください。